



第20号  
57.10.1

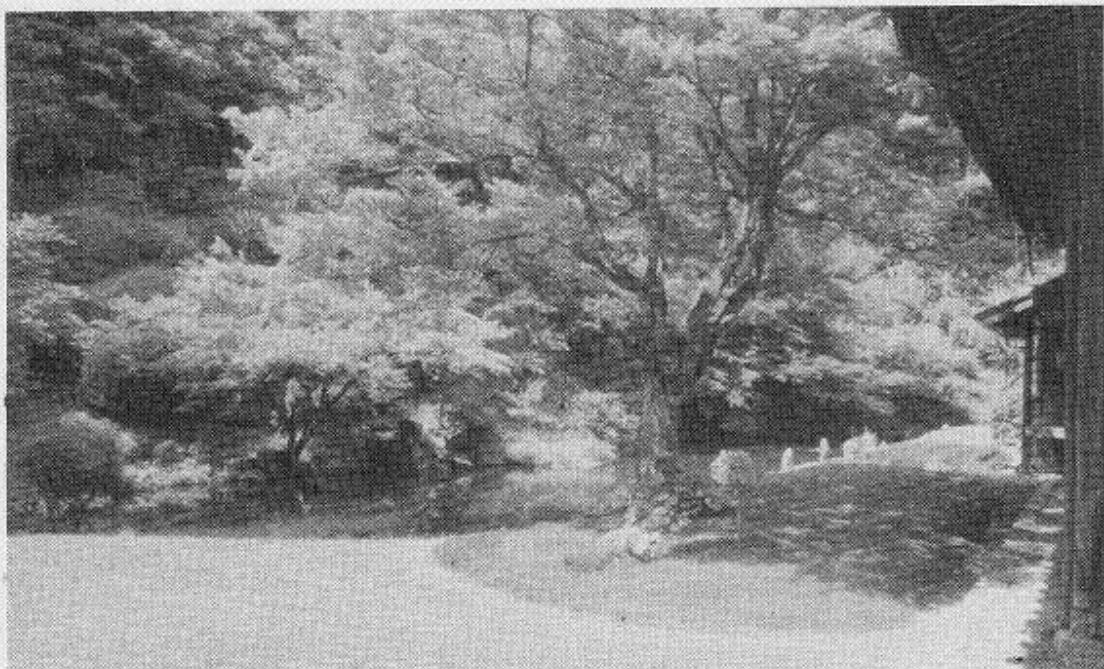


発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口(22)5975  
発行者  
会長 三好敏夫  
印刷所  
山口市旭通り1丁目1の6  
桜プリント企業組合  
TEL 山口(22)1712

目次

・山口会共済制度実施状況について	事務局	(2)
・奈良会の研修会を聴講して	副会長新井信男	(3)
・借地権と建物を考える	山口支部長前田博司	(6)
・地名のたのしみ「洒落した地名、あやかり地名」	下関支部長宇部溝口	(8)
・初任者研修を終えて	企画部井尻富士夫	(10)
・これから土地家屋調査士	下関支部瀬口潤二	(11)
	宇部支部瀬口潤二	(11)
	宇部支部兼清遵寿	(12)
・新入会員紹介		(13)
・報酬額アンケートの実施について	下関支部長磯部豊盈	(14)
・支部研修昨今	下関支部高田吉雄	(16)
・走った! 跳んだ! 本部レクリエーション大会終る	企画部竹内重信	(18)
・お知らせ		(19)
・質問コーナー		(20)
・囲碁大会、編集雑記		(21)

月の桂の庭(防府市)



# 山口会共済制度の実施状況について

事務局より

現在山口会で実施している共済制度についてご紹介します。ここに所謂共済制度の内には、会員相互の互助組織的なものから、生保・損保の保険制度に乗ったものまで含みますが、現在山口会で実施しているものとして、

- ① 山口県土地家屋調査士会互助会
- ② 日調連共済会自家共済
- ③ 日調連共済会团体定期保険
- ④ 山口県土地家屋調査士会土地家屋調査士賠償責任保険及び同所得補償保険
- ⑤ 事業開始以来の給付状況

昭和五七年六月末現在の資金残高九、一〇八、〇八六円。  
 ④ 給付 会員が業務廃止（含死亡）した場合に退職金として給付するもので、互助会入会後一年以内二万円、以後一年増すことに二万円加算。

在籍期間 金額  
 二年以上三年未満 八千円  
 五年以上六年未満 二万円  
 一〇年以上二年未満 五万円

⑥ 土地家屋調査士所得補償保険・同賠償責任保険  
 ① 実施主体 山口会  
 ② 開始年月日 昭和五三年四月一日  
 ③ 実施状況 損保の保険制度による休業補償保険と損害賠償保険で、昭和五六年度の山口会の加入状況は次の通り。

在籍期間	金額
二年未満	八、解約返戻金（略）
五年未満	休業補償保険 三八名
一〇年以上二〇年未満	損害賠償保険 七六名
二十一年以上	保険金給付状況は次の通り。 損害賠償 一件 五〇万円

イ、弔慰金 会員死亡のとき給付するもので、その額は次の通り。

在籍期間	金額
一年未満	五万円
二年未満	一〇万円

一方、給付状況は死亡保険金一名一〇〇万円、入院給付金一名六万円であった。

- ① 実施主体 山口会
- ② 開始年月日 昭和五四年五月二日
- ③ 事業資金 入会金一会员一万円、認紙会計よりの総入金（五年度二七六万円、五六年度二
- ④ 給付金の種類及び額

- ① 山口県土地家屋調査士会互助会
- ② 日調連共済会自家共済  
  - (1) 実施主体 日調連共済会
  - (2) 山口会加入年月日 昭和五四年七月一日
  - (3) 会費 会員一人月額三五〇円
  - (4) 会員 正会員一 調査士会の会員
  - (5) 会員 準会員一 正会員の家族・補助者
- ③ 日調連共済会 団体定期保険  
  - (1) 実施主体 日調連共済会
  - (2) 山口会加入年月日 昭和四五六年七月一日
  - (3) 実施状況 生保の保険制度による団体定期保険

# 奈良会の研修会を聴講して

副会長 新本清人

去る八月十六日、近畿プロフク協議会の後援にかかる奈良県士表家屋調査士会主催の研修会に出席の榮に浴し、あの有名な社柏田泰助先生

の法務省御在中の豊富な御経験と知識、また東京高等裁判所に転任されてより裁判官として土地問題紛争解決に発揮された卓越せる手腕、か

つ次元の高い御着想等々に基づくお話を拝聴する機会に恵まれたことは土地家屋調査士とともに民事調停委員を拝命してより及ばずながらこの種事件の解決に努力している者の一人としてすこぶる感激したのである。

研修会には近畿ブロックは勿論のこと遠く西国・九州・東北の各県からも多数受講者の参加があつたと聞いており、僅か二時間余りの講演ではあつたけれども、聴講者は一言で多くまた一言をも聞き漏らすまいとして熱心にメモをとり、あるいは携帯用テープレコーダーを駆使する等その場景は圧巻の言葉こそ相応しいと思つた次第である。

以下聽講による記録を次のとおりに記述したけれども、自己流の偏見

と粉飾が錯綜して先生の講演の内容といきさか齟齬する部分があることを先ずもって御詫び申上げる。

これにて土地の場合は、相接する隣地との間に大きく波及していくもので、深刻な渦中に巻き込むような大きな問題と言えばすべて土地である。

裁判所に持込まれる民事事件の中でも土地についての紛争が極めて多いのが実状である。

一筆の土地が、相連続する数筆の土地の中にあって特定の位置を定めるには、点とこれを結ぶ線で囲まれた範囲による。

登記簿表題部の記載は、物・土地が不動の位置にあって固定しており権利の客体として特定できることに意義があるのであって、登記簿上表題部の記載が如何に明確であつても特定されるべき位置がぐらぐらしたのでは全く意味がない。

土地については所在・地番を記載し、建物については所在敷地の地番即ち何番地と記載される。

地図については、不動産登記法第一七条に所在図とともに備付が規定してあり、準則の第二五条には地図作成についての約束がある。

等々当時はいろいろと話題をまいたものである。

けれども建物表示登記上の問題は

法務局と申請人との間に起きた諸問題であつて、(登録免許税計算をも含む)他人もしくは他え影響を及ぼすものではない。

要は復元性・復元力が物を言う圖面でなければと言うことである。

そこで、地図の整備即ち國土調査法に基づく地籍調査の成果や一七条

と連動するものであつて、現地指示力即ち現地を特定する力が具備されなければならない。

法務局も土地家屋調査士も十分な理解と取扱いを大切にし、今後に処理確定の判断は極めて難かしいけれども、占有もしくは所有権の範囲を確定することは可能である。

土地紛争問題の処理について、隣地境界紛争に伴なう訴訟の場合、境界確定の判断は極めて難かしいけれども、占有もしくは所有権の範囲を確定することは可能である。

(1) 当事者双方は、別紙図面表示のイ・ロの二点を直線で結んだ線の東側が申立人の所有地、西側が相手方の所有地であることを確認する。

(2) 当事者双方は、速やかに立会の上費用折半で(1)のイ・ロの二点に境界石を設置する。

(3) 調査費用を各人の負担とした場合へ土地の境界確定の訴については土地の境界は公法上のものであり、私人間の合意で確定できないから和解や調停に親しまないとき

「表示登記をめぐる諸問題について」

日時 昭和五七年八月十八日(土)  
十二時三〇分

場所 奈良市平城京跡近く奈良史跡  
文化センター

講師 東京高等裁判所  
判事 松柏田泰助先生

「登記は難かしい、特に表示登記は  
先生先ずもつて曰く

土地台帳とその附属図面を税務署から法務局が引受けた日なお浅く、物・物件についての考え方は理屈では處理できないものが多々、昭和三年ごろから現実の問題について種々論議されてきたものである。

当時の例を東京タワーにとつて見る  
ると、これは建物として登記できるものであろうか、ではどこからどこまんを床面積とすべきか、また何階とすべきか等……

またの例は護ヶ関ビルが建築建物として表示登記の申請があつたなど

登記簿表題部の記載は、常に地図

れている。)

こんな場合、当事者は現地における位置や範囲の確定で満足したとしても、その結果を登記特に公図上に手続きをする手順りとして何があるであろうか、少しでも手順りを残す方法を考えるべきであろう。

筆界点の特定とは何にであろうか。地球上の表面の一点として特定されたものを基として座標法によるXY値は、理論的にはこの形を表すことができるけれども、これでよいと言いかけるだろうか。

先ごろ太平洋上のハワイ島が毎年一〇cmずつ動いて日本の方に寄つて来ているとのNHK特集の説によれば、一〇年間には一kmも日本に接近して来る計算となる。

また、日本列島が大陸から分離し日本海を隔て、今日があるという古い話等々からして地球上の一点としての考え方があらわしてあるまい。

北海道ウス山の地表変動の例は、大きく基準点も動いているとの話であり、このような場合遠く他から基準点を引用することが是か否かこれまた判断の難しい問題である。

極的には境界が大きく変動し狂つてきているらしい。

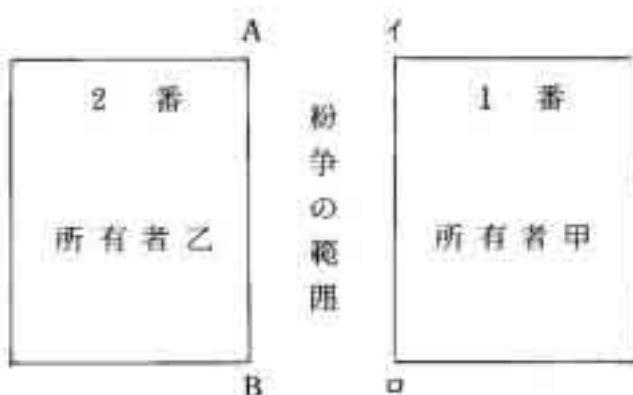
が、体系的考え方として公図上の問題と権利の問題を両者共調和できる解決方法はないだろうか。

さきほどの話にふれるとして、からと色々と考えてきたことであるが、このような事件は和解による解決はできたとしても、登記上の手続きは未処理のままのものが多い。

前述の和解条項に更に次の条項を加えるとすればどうだろう。

甲が地積並びに図面訂正手続きをすることについて乙は異議を唱えない旨を加える。

即ち、地図訂正を併せ考えたら一筆に登記手続も解決できる方向に進むことになるまいか。



2番 所有者乙 同意する	1番 所有者甲 100mを130mに改めるよう 地積図面訂正をする。
--------------------	---

① 私人の処分では境界は変動しないのが原則である故に、所有権の問題の解決と地図を同時に改める方向はどうだろうか。今一つの例は

2番-1	2番-2	2番-3	1番
------	------	------	----

2番-1 所有者乙	2番-2 乙から所 得した所 有者 丙	2番-3 乙から所 得した所 有者 乙
--------------	---------------------------------	---------------------------------

2番 所有者乙	1番 所有者甲相続 により取得し た
------------	-----------------------------

① 図のとおり分間図上も現地も符合した土地があった。

1番の所有者は不在地主であつて土地の維持管理が適切でなかつたが、死亡により相続が開始した。

相続により取得した1番の土地の所有者甲は、公図に基づいて現地を調査したところ、②図のとおりとなつていた。

これは2番土地の所有者乙が隣接地である1番の土地を分割し2番2・2番3として、丙および丁に売却している事実を知つたわけである。

この場合法務局に備付けの公図は③図のとおり処理されていたことは言うまでもない。

この土地の測量に当つて地形・測量計算に入る前に、地籍調査的な考え方をもつて調べるべきではなかつたろうか。

地積測量にあたり1番と2番の土地の筆界点はA・B間なのか、イロ問なのか、土地家屋調査士はどのような方法で確認したか、座標法によるXY値から求めた点であればこんなことも起らなかつたろうに、土地台帳法時代の測量方法即ち平板測量による客観的点の位置を決めて測量した結果起つた問題である。

当時の地積測量図のみでは現地に表現できない。

このような場合は分筆錯誤ではなく明らかに二重登記であるから事件解決にあたり和解成立となつた場合

には、現に各々占有する部分を確認する。

一方、乙は甲に対し和解金をなにがしか支払うことで決着したとして

も、登記簿上の手続きはどうするか。

そこで、2番1・2番2・2番3の各所有者乙・丙・丁は各々持分を共有として登記を行ない、三人の共同占有としたものを合算し、更に各々占有部分毎に分筆したうえで共有物の分割をするとしたらどうだろう。

この場合、甲所有の1番の土地は国土調査の取扱いに準じ不存在として処理する。

このように2番1・2番2・2番3としたら解決できるのではないか。

X-Y値に基づく不動の点から引用した点が、即明確な境界点であれば考え方もあるが、手持の明確な資料の無い調査士ではいたし方がない。

地図がこのように重要な役割を果すものであるけれども、完備していないためにはなはだ困る事が多い。

土地家屋調査士の使命として、筆界点を十分認識して記録に残すこと

数値計算による明確な基準となる点を一つ一つ貴重な資料として積み重ねることが、一七条図面作成の基礎となるよう不動の点を把握しておくことであろう。

基準点を基に数値計算値があれば地図配乱地域の事務処理も可能な方向にある。

また一方、この方法は万能策でないにしても、将来発生するであろう紛争を未然に防ぐことができる。

地図配乱地域の問題解決の方法としては、二重登記を抹消し、数次にわたり元に戻して分合筆を繰返し、改めて所有権移転の手続きをやり替えることははなはだ困難であるから、合分筆の登記というのはどうだろうか、現行・分合筆の登記手続はあるがこれの反対である。(もともこれは立法化の問題もあるが……)

設例すれば次のようない方法ではどうだろう。

この方法では申請書を得て申請書に添付する。(これは現状肯定のうえで既當權者も不服はないはずであるから承諾書も得られるだろう)

どんな大きな地図の配乱地域でもまとめて解決する方法ではないだろうか。

徒らに無駄な分合筆・抹消・移転の反覆は困難である。よってこれが創設的な解決方法ではないだろうか。

物→表示登記→現実を符合させること、権利者の合意により新しい地割と権利関係を明確にすること、ハワイ島の問題、ウス山の問題等も考え合わせて調査修正の方法ではあるまい。

2番	A	イ	1番	所有者甲
所有者乙	B	ロ		

土地をABの線で分筆する方法、即ち所有権の範囲をABの線でもつて確定した。

私的な区画整理の方法が行なわれても良いのではあるまい。

方法として

① 所有権登記名義人の合同申請による手続の方法をすること。(関係者全員が申請人になること)

② 制限物件の権利者の承諾書を得て申請書に添付する。(これは現状肯定のうえで既當權者も不服はないはずであるから承諾書も得られるだろう)

土地をABの線で分筆する方法、即ち所有権の範囲をABの線でもつて確定した。

私的な区画整理の方法が行なわれても良いのではあるまい。

方法として

① 所有権登記名義人の合同申請による手続の方法をすること。(関係者全員が申請人になること)

② 制限物件の権利者の承諾書を得て申請書に添付する。(これは現状肯定のうえで既當權者も不服はないはずであるから承諾書も得られるだろう)

1番の土地(所有者甲)と2番の土地(所有者乙)を合算して1番の

① 客観的現地指示力ある図面の作成

② 調査士も法務局も基準点の確認と維持保全に努力すること

③ 紛争処理は分合筆の技法を導入すれば地図配乱地域は解決できる

この考え方は、前進ではあるまい

# 借地権と建物を考える



山口支部長井信男

能性は多分にある。

**借地法**

**地上権に関する法律**

**建物保護に関する法律**

等関係法令の制定されている所以は、この種トラブルの多発に備えたものと解す。

そこで筆者は後述の法的根拠を理由に次のとおり判断を示した。

先づ未登記である建物の登記を済ませ、然る後、土地の始末を考えればよい。今、あわてて出奔者の捜索や登記手続きで本人を追跡するのは無駄であり後日チャンスを掴んで完結することが得策。出奔者は老令になると妻子の許に帰つて来るのが通例。

## 借地権

他人の土地を建物所有の目的で利用するための権利は、一般に借地権と呼ばれている。

法律的には地上権が賃借権のどちらかであるが、(借地法第1条)本来、地上権は物件の一種で土地を直接支配する効力の強いものであるのに對し賃借権は債権の一種で、それを貸してくれると言う地主の行為を通して間接的に土地を支配する効力の弱いものである。

ところで必要により二者選一できることで、契約によっては20年までは短縮することが認められている。

だから、これより長期の契約は自ら好都合だが、借地人が権利の強い方の地上権設定を望んでも地主はOKとは言わない。

その種類似事件でトラブルの起こる可能性は多分にある。

で地上権は希であるのは、その為で特に地上権として登記してあるもの以外は賃借権とみてよからう。

## 賃借権の物件化

このように賃借権が大部分を占めているながら、その権利が弱いとなると当然借りる方に不都合が生じる。

そこで借地法では、地上権と賃借権とを合せて借地権とし、賃借権を強化した。これが所謂賃借権の物件化である。このような変化は、借地権や小作権についても起り、借地権の場合は、その土地の上に建物を建てるので権利の強化が特に必要であり、実際に最も強化されている。

## 借地権の内容と存続期間

借地権の存続期間は、借地上にどんな建物を建てるかで違つてくる。例えば鉄筋コンクリートの如き堅固な建物の場合は60年、木造やモルタル塗りのような堅固でない建物或は建物の構造や種類を決めてないもので期限を定めない場合は30年とし、契約によつては20年までは短縮することが認められている。

だから、これより長期の契約は自由であるが一〇年とか一五年と言う契約をしても法律上は無効。地主も借地人と、この点篤と理解しておることが必要。

こうして更新されたときの更新期間は前述建物の構造により30年或是20年となり、これにより長期の契約は勿論自由である。

ここで注意すべきことは、地主がただ自己使用の必要と言ふ理由では

存続期間は本来、期間満了で終了し、借地人は、地上の建物を取扱うことになる。

しかし、それでは借地人に不利であるのみならず、建物を取扱うことには国民経済上からすれば大きい損失となるので、借地法では借地契約をできるだけ更新して存続するようになら地主に対し、建物買取請求権を認めている。今少し詳説すると、

① 先づ借地権者と地主が合意の上で期限を更新すれば問題はない。(借地法5条)  
② 地主が更新に応じないときは、借地権者から地主に対し更新請求ができ地主は自分が、これを使用する必要がある場合、その他正当な理由がある場合であつて、しかもも直ぐ異議を述べなければ更新を拒めない。(借地法4条)  
③ 又、借地権者が更新請求しないまま土地を継続使用している場合でも地主が直ぐ正当な事由に基づく異議を述べなければ、やはり更新があつたものと見做される。(借地法6条)

このように何等証文もなく権利証書もないと言ふ。

このような実例は希であるが、此の種類似事件でトラブルの起こる可

客観的に地主の必要性が、より大きい場合でないと認められない。従つて実際問題となると地主の正当な事由は極めて厳しい制約を受けるものと解すべきであろう。

### 借地権の第三者対抗力

#### ①民法による対抗要件

借地権者のサイドからすれば地主が借地を第三者に売った場合、これに対する対抗できないと困ることになる。

第三者である地主の立場からすると、借地権が無いと思って買ったのに、借地権が絡んでいてはやはり困る。

そこで不動産に関する権利は登記により公示がないと第三者に対抗できないのが一般原則となっている。

この原則は物件である地上権でも債権である賃借権でも同じである。

(民法177条、605条)

そこで登記手続きだが地上権設定には、登記申請書に双方の捺印が必要で、地主が押印しないとき物件である地上権の場合、借地権者から地主に対し裁判で登記を請求することができ、判決をもらえば借地権者が単独で登記が可能である。

それは債権である賃借権は、元来地主との間にだけ認められた権利で、こうした手続きはできない。

それは債権である賃借権は、元来地主との間にだけ認められた権利で、第三者に主張できないものであるから、地主がいやだと言つて押印して

くれない限り対抗力は無いものと考えられている。

したがって地主は自分に不利となるを得ない結果となり前述の借地権制度は不都合となることになる。

②建物保護法による対抗要件

そこで「建物保護に関する法律」では借地上に自分が所有する建物を登記すれば第三者に対抗できることにした。

借地上の建物は借地権者の所有物であるから借地権者が単独で登記ができる、同法では地主の押印不要、第三者対抗力を持つ道を開いた。

また、この法律で建物登記による対抗力は地上権についても認められたので地上権の場合も裁判の判決をもろわずに簡単に登記が可能となり対抗力を持つことになった。

以上の内容は読者先生方に先刻ご高承のことは筆者も先刻承知である、そこで敢えて投稿した所以を御か承認しておかねばなるまい。

先づ本会報の編集刊行に、ご多忙な本職の傍、懸念され不斷、膺心されておられる担当役員の勞に報いたい微意、こんなものでも記事になるならと奮いて投稿の意欲や気運の盛上りを期待するもので他意はない。

一面、われわれが、その道の常識に案外強いために気付く筆者には反省することが色々ある。

登記によつて対抗力を持つと言うことは、裏を返せば借地権の登記も建物の登記もなければ対抗もないことになる。

然し実際には、借地の上に家を建てて住んでいれば安心だと思つて建物登記を怠つている者もある。そこ

に目をつけて法務局で登記簿を閲覧して、こんな土地を安く賣い借地人に明渡しを強要し、ほろ儲けを企らむ悪徳者が横行することになる。

このような惡辣な行為も条文通り解約すれば明渡請求は可能であるが

断る行為は権利の濫用（民法1条）となり判決例でも先づアウトとなつてゐる。

だからと言って借地人も、いつも権利の濫用に救われるとは限らない。

建物の登記はしておくことが肝要。

### おわりに

以上の内容は読者先生方に先刻ご高承のことは筆者も先刻承知である、そこで敢えて投稿した所以を御か承認しておかねばなるまい。

先づ本会報の編集刊行に、ご多忙な本職の傍、懸念され不斷、膺心されておられる担当役員の勞に報いたい微意、こんなものでも記事になるならと奮いて投稿の意欲や気運の盛上りを期待するもので他意はない。

一面、われわれが、その道の常識に案外強いために気付く筆者には反省することが色々ある。

(注)

ジャガイモは南アメリカ

原産、馬鈴薯は中国福建

省産のツル草で他の植物

にまきついて育つ植物。

馬と鹿は似たところも

あるが、これは寧ろ月と

スッポン程の違い（牧野

博士説）

人も失礼ながら馬鹿と言うほかない。農学博士様と呼ばれるお歴々がジャガイモのことを馬鈴薯と書いてしまった顔をしているのは、こつけいと言ふより情けない」博士の専門分野にも、こんな迂闊やミスがある況んや菲才に於てや、

筆者は別にすました顔はしていないが、案外こんなばやきや叱正が聞かれるのではないか、口で喋るのはじまかしも聞くし、又すぐ訂正もできるが活字になると後々まで残るので神経を費う、法令解釈の正否、文章、誤字や脱字等に注意し脳細胞のトレーニングに役立つ、忌憚のないぼやきでも聞かしてもらえば既に進行中の老人ボケのブレーキに相乗効果のあろうことを願う気持のあることも否めまい。

未だ書きたいこともあるが紙面の都合上、割愛。

被此両所説の真否解明

は本論の枠外故、読者の究明に委ねる。

地名のたのしみ (5)

## 洒落た地名 あやかり地名

もともと地名は必要に応じて名づけられるため、ユーモアやウイットに富んだものはほとんどといつてよいほど見当らない。

しかし町内に入ると、さすがにひとひねりした地名に出会うことがある。「関の町誌」によると、下関市の赤間町にさざえ小路という通りがあつた。佐田屋小路というものが本来の名であつたのだが、この通りが始まつた。小路に通じていたので、これにかけて、さざえ小路と呼ばれるようになつたといふ。

始小路の名も浜沿いの通りがいつしかはじつて始小路となつたものらしい。また同じ町内にいろは小路があつた。この通りは華街に近かつたせいもあり、芸事のお師匠さんの家が六七軒もあつたので、「悪の手ほどきいろはから」という洒落から、この名が付けられたそうだ。観音崎町にもいろは町があつた。

三百目界隈は、藩制期には料理屋などが軒を列ね、遊女めいた女を抱えた家も多く、かなり粋なところである。『関の町誌』によると、下関市遊郭の入口には思案橋と称する橋があり、「行こか戻ろか思案橋」などと歌にもうたわれることが多く、なかでも長崎の思案橋は「思案橋ブルース」で有名である。

岬之町には辛子(からせ)小路といふ通りがあつた。ここは藪の内といふところから岬(はな)之町すなわち嶺に抜けるため、芥子に掛けてその名がついたもので、また藪の中の小路だから竹の子小路とも呼ばれていた。

西南部町には天笠(てんじく)町がある。この町並は上町のなお上手門、通称袖仁(そでにん)が、長府の殿様に銀三百目を寄進して橋を架けてもらつた。この通りは華街に近かつたせいもあり、芸事のお師匠さんの家が六七軒もあつたので、「悪の手ほどきいろはから」という洒落から、この名が付けられたそうだ。安岡から来たかわり(魚売りの女)が、東から魚を売りながらこの橋までやって来て、ここで引

説には、三百目橋という橋の名に由来するとも言われている。この橋は、柳之町の大問屋であった袖屋仁左衛門、通称袖仁(そでにん)が、長府の殿様に銀三百目を寄進して橋を架けてもらつた。この通りは華街に近かつたせいもあり、芸事のお師匠さんの家が六七軒もあつたので、「悪の手ほどきいろはから」という洒落から、この名が付けられたそうだ。安岡から来たかわり(魚売りの女)が、東から魚を売りながらこの橋までやって来て、ここで引

き返していたから、いつしかそのかねりの触れ声の「いるんかーえ」がこの橋の名に付けられた。

西の端の唐戸橋という橋は、見返り橋とも思案橋とも言つた。「関の町誌」に「(稻荷町や裏町の遊郭)

で、しほり遊んでの帰り、この橋の上にたたずんで、思わず見返える

からとも言い、又家の首尾を考え、ほっと、といきをつき、そこで思案

橋といつた」とある。この町でも遊郭の入口には思案橋と称する橋があり、「行こか戻ろか思案橋」などと歌にもうたわれることが多く、なかでも長崎の思案橋は「思案橋ブルース」で有名である。

このあたりは人家もなく、一面の水田で、嚴寒の候は風を防ぐところとてなく、ここを通るときは耳たぶが切れるようであつたから、こう呼ばれるようになつたものと言われる

が、町方を離れると洒落もやや泥臭い感じがする。もつとも耳といふのは縁(へり)を指し、道路の縁が切れたり土手の語源であつたのだろう。

こうした洒落つ氣たつぶりの町方の呼び名も戦争や町名変更によつてほとんど失なわれてしまった。

下関が町人の町であったのに対し長府は武士の町といふイメージが強く、同じ洒落つぽい地名でも長府のそれは一味違つてくる。

功山寺から笑山寺に抜ける通りに両山橋が架かっている。その名のところらすな」とあるが、この天笠町の人々は「下を見るな」と言いかえて思われる。ことわざに「上を見て暮らすな」とあるが、この天笠町の説話によつて、天笠町と呼んだものも高いところには天笠があるといつて思われる。天笠町と呼んだものも折りの豪商たちが、浜に面してすらりと屋敷を構えていたからである。龜は万年というのが命名のル

金屋町から印内に至る橋は、鞆の浦（きょうしょう）橋とむずかしい名が付けられている。鞆は固い、強いという意味の漢字で、目は美しい、榮えるという意味があるところから、この橋が石橋として築造された際、その永続を望んでその名が付けられたものであろう。

同じ石橋でも、下関の新地に架けられた石橋は、その名もズバリの永代橋であった。

長府における地名の付け方は、このようにどちらかと言えば理屈っぽく、何やら抹否めいたイメージが強い。

長府近辺の山の名には靈鷲（りょうじ）山、準提山（準提山ともある）とあるのに対し、下関の丸山、火の山、または長府の塩見川対下関の田中川など両方の町の性格の違いが地名にもはっきり出ているような思がする。

ユーモアという点では、やはり町人の街のほうに軍配が上がりそうである。

### あやかり地名

地名が故事來歴にちなんで新たに採用される例もまた多い。

仲哀天皇と神功皇后が、豐浦の地に宮居を設けられたという記録の記載から、長府のまちが琴浦あるいは珠の浦と呼ばれることがある。

琴浦は、仲哀天皇が琴を弾かれたとする記載によっており、珠の浦は神功皇后が豊浦津の海中から如意の珠を得られたとあることによつている。

長府の沖に浮かぶ二つの島は、沖律（おいつ）辺津（へいつ）と言われていたものが、中世のころから満珠島・千珠島と伝称によつて難かしい島名に変つた。

もともと当時の知識人が作りあげた地名なものだから、どちらが満珠千珠であつてもよく、そのためか、後世に至つて不毛の満千論争なる弊害をもたらしている。

この仲哀天皇と神功皇后の伝称に基づいて、新設の團地に長府珠の浦町という町名が命名された。

また、住居表示実施により、本来の満珠島とは遠くはなれた山間部に長府満珠町という町が作られた。火の山下の一帯は、塩の浦における源平合戦に基づく地名もまた当地特有のものと言えよう。

吉田にある東行庵は、維新の風雲呪高杉晋作をこの地に葬ったことから、その号の東行を探って庵名としたものだが、地名にまでは採用されない。

吉田にある東行庵は、維新の風雲呪高杉晋作をこの地に葬ったことから、その号の東行を探って庵名としたものだが、地名にまでは採用されない。

吉田にある東行庵は、維新の風雲呪高杉晋作をこの地に葬ったことから、その号の東行を探って庵名としたものだが、地名にまでは採用されない。

宮本武蔵と佐々木小次郎が決闘した船島は、やがて海賊往来の船人たちの間で、小次郎の剣術上の名乗りを見ることが少くない。関東・東北・中部などでは、城下町以外で大きな町というのは港町としての新潟、酒田など、ごく少数にすぎないが、近畿地方以西では、大津・京都・奈良・大阪・堺・兵庫・尾道・下関・博多・長崎などをかぞえることがで

き。これを仮に市民的都市と名付ける。これを感じに市民的な祭が少くないのである。京都の祇園祭、大阪の天神祭、堺の夜市、博多の山笠、ドンタク、長崎のオクンチなどはそれであろう。そしてそのような祭での浪費は町民の誇りでもあったが、武家社会では浪費こそもつとも忌むべきものであった。と述べている。

（「町のなりたち」）  
下関の鎮守龜山神社の八丁浜の祭りや五穀祭は、かつて町民あげての祭りであり、市民祭的な祭りであるに至つていい。下関の町元の神事のルーツをたぐつてゆくと、いずれも江戸時代の中頃から、その祭りの内容が大きく変わった。華やかになつており、どうもその底流にディスカバー・シモノセキをねらつた当時の習習者たちの介在がうかがわれる。

宮本武蔵は、城下町では市民祭的である。ともあれ、わが町下関が観光立市のまちならば、いつそのこと、市民に募つて、維新街道とか音作通りあるいは源平ビーチ、武蔵準備などといつた愛称地名を、あちこちの町並みや場所に命名しては如何なものであろうか。

# 初任者研修を終えて

企画部 井尻 富士夫

昭和五十二年度以降の新入会員で、昨年迄に開催された新入会員研修会に未出席の会員を含め計三十二名を案内して、専務・企画両部担当役員により、七月二十五日(日曜日)午前十時から、山口県司調会館大会議室に於て、左のとおり新人会員の研修会を開催した。

研修内容

1. 調査士の業務  
開発行為に関する業務  
類似業務
2. 法令、会則による禁止、義務事項  
弁護士(境界確認)等につき調査士法との許容限界について事例を挙げて説明
3. 依頼の拒否、虚偽の調査測量  
確認書のみによる建物の表示の登記申請、不当誘致、他人作成資料による表示の申請手続、看板貸による職印の貸与等の禁止事項  
休業等の場合の各種届出義務事項等につきそれぞれ詳細に説明
4. 看板類の備付け  
看板について既に通知済ではあるが大きさの限度は最大一メートルの範囲で二枚を限度とする旨
5. 業務の取扱い  
調査測量実施要領(日調連)に基づき迅速なる事例処理、補助者の使用管理責任(補助者による責任事項並びに説明書類等の訂正禁止)の徹底
6. 報酬額の遵守  
土地表示、地目変更、土地確定測量、定面積分割並びに建物表示、建物表示変更等につき具体的な事例に基づき報酬額算出用紙を用いて算出し詳細
7. 補助者の使用  
補助者に対する調査士としての管理責任と、最多限度は六名以内であるとの確認

8. 依頼者との民事上の関係について  
表示登記関係の受託に当つては、依頼者の意思確認を十分に握る

過誤測量は債務不履行となること請負か、委任かによって時効完成に差異のあること。

委任状等押印に当つての注意

損害賠償責任とその因果関係(債務不履行の場合と、時効成立と損害賠償の対象となる具体的な事例並びにその判例)

9. 土地建物実地調査要領と土地家屋調査士・調査測量実施要領について  
山口地方法務局土地建物実地調査要領のうち特に一五条関連の詳細については別紙配布の一覧表を用いて依頼通知並びに協議事項を交え詳説

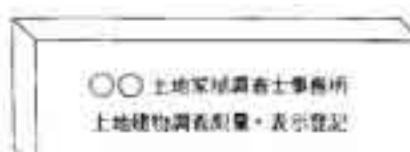
10. 登記課との協議事項について  
過去の協議事項について取りまとめ分を解説(出席会員の希望もあり配布する)

11. 報酬額表の運用について  
以上出席者十五名であつて、時間延長をして最後まで熱心に時間を忘れ熱氣の溢れるような研修会であった。

12. 不当誘致の判断基準  
不當誘致事例集に基づいて各事例毎に詳述

13. 共済制度について  
(1) 山口県土地家屋調査士会互助会会員貼付の証紙が基金であること。  
(2) 日調連共済会、自家共済強制加入にして一口金三五〇円  
(3) 日調連団体定期保険  
(4) 任意加入で死亡給付金は一口につき一〇〇万円  
(5) 休業補償制度(大正火災)  
(6) 勤金月一、〇〇〇円  
(7) 損害賠償責任補償制度(大正火災)現在七十六名加入で業務上生じた損害賠償責任についてこの加入の必要性を説明

◎地域に調査士事務所の名称を定着させよう。



2枚以内



1枚以内

縦型・横型いずれでも可

看板は2枚以内を限度とする。

土地家屋調査士の資格者となつてやつと十年目となつたのですが、

# これから 土地家屋調査士

## 下関支部 溝口保二

烟連いの学校を卒業し船乗りとし、海上で天測を行い船の位置を出す。測量と似たものではあるが、河童が陸に掲がつた様なもので、当初土地の測量とはどうしてするのか、初めてトランシットを見た時、大層な機械に驚いたものである。角度目盛板が羅針板に思えたこともある。それが現在では土地の測量を本業とし飯を食っているのであるから、我が過去を振り返ると恐ろしくなる。

昔の測量機に比べ現在は光波測距機、プロッター等色々機械に追いまくられるほど測量機は変つていて今である。時代は合理化の波に押し流され測量理論がわからなくとも機械の取り扱いができるようになってきた。自分もその内の一人であるが、昔ながらの頑張り根性で、もつと外に目を向け歩きたいものである。年寄り天国も結構なことで社会福

社が頃い今日、我々調査士の福祉情勢は一体いずこへ。

体一つで働き、家族はもとより補助者家族まで養いきれる保障があるでしょうか。調査士が倒れれば全員がダウントする。正に、親龜こけたら皆こけたと歌の又句通りである。調査士法が設けられ三十年経つ今、もう一度調査士法を見直す必要があるのではないか。調査士本人の保障よりも補助者の保障ができる様取り扱わなければ安心して仕事もできない状態である。

これから調査士は、品位を保持するためにも一貫の事務所を単位とするためには、何よりも国家資格を取得だけ、土地の分筆登記ができるものであるなら、何よりも国家資格を測量業の最少的部品でしかない一筆測量屋に、土地家屋調査士に与える必要はなく、測量士が、いくらでも登記申請できるのであるはずである。

しかしながら、法律上の筆界を、現地のどこにあるかを判断し、もし現況の境界との間に相違があれば、この相違点を法律的手続によって、消却することに、国民的な要請があるなら、これを業務し得るのは、調査

士家屋調査士と、測量士の根本的な相違は何でありますか。また、この両者に共通するものは何でありますか。

調査士制度は、不動産登記制度の中から生まれ、不動産の正確な表示を確保する主幹をなすものであるから、そのためには、測量の技術が当然要求される。しかしながら、現在直接現地に表現されない筆界を調査することは、その業務外のことであらうと思います。逆に、調査士の業務は、測量士業務外である筆界の調査に主な任務があり、法律上の筆界と現実的な境界を区別的に認識し、致させ、不動産の取引を、安全にし法律上の筆界と、現実的な境界を合致させ、不動産の取引を、安全にし

土地の近隣関係に紛争を引き起こさない様に法律的手続をとることが、調査士の主な業務であろうと考えるものである。このことは、当然のことであるけれど、現実の境界線の認識だけ、土地の分筆登記ができるものであるなら、何よりも国家資格を測量業の最少的部品でしかない一筆測量屋に、土地家屋調査士に与える必要はなく、測量士が、いくらでも登記申請できるのであるはずである。

このような場合、何点かのチェックポイントをチェックすることによつて、その作成された図面を正しいとみなし、作成責任者を調査士として提出しておられる方もあるという風説を耳にすることがある。しかししながらこれは、何点かのチェックボ

## 宇部支部 潮口潤二

諸先輩先生がたの批判を覚悟の上で私見を述べてみたいと思います。

土地家屋調査士の資格者となつてやつと十年目となつたのですが、

土地家屋調査士の資格者となつてやつと十年目となつたのですが、

したことによってはじめて可能なことだと思うものである。また、測量士業務の人々の測量の内で、一筆測量というものは、ほんの小さな一部であり、いわば付随的な仕事であることを認識するなら、彼らの図面をもつて、調査士の職印を押すことは、どんなに恐いものか認識できるはずであり。なにも、測量技術が、測量士の方が上であるという劣等意識もいわゆる平面測量に関する測量の技術については、我々調査士の方が優越しているという意識をまず持つことが、土地の分筆を単に、法更正等の申請手続を、公的機関を含めて廃除することができると思うものである。

もし、我々調査士が、もつと真剣に調査士制度を強固に維持し、国民から信頼されるもつと高い位置を獲得したいと思うなら、先にかかげた法律的筆界の判断についてもつとも勉強するとともに、土地所有者にどのように安全に占有し、管理しえるかという指標を与えることができることではないかと思う。

昨年七月法務局から土地分筆登記ですら、筆界確認書の提出が義務づけられたが、これはあまりに土地分筆等にともなうトラブルが、そのトラブルを作り出した調査士を含めた

図面作成者をとびこし、法務局へ持ち込まれる回数が数多く出現した結果ではないかと思われる。このことを逆に反省すると同時に、我々が関係した土地で、報酬を得たものについては、少なくとも境界点を決定し得る土地の境界管理できるものを我々自身作成し、もしトラブルがあれば、それによって解決し得るものを探していく調査士となる方向に目を向ける必要があると思うものである。

調査手続によって一筆を数筆に、登記簿を作成する手続であり、それ以上でも、それ以下でもないという考え方から一步階段を昇り、土地の占有する範囲を半永久的に管理しうる方法を国民に示し助言し得る管理測量業務者としての位置を獲得する必要を痛感するものであります。

紙面の都合もあり、まだ具体的な管理測量の方法について、手続きの状態であります。少なくとも、

図とともに、地積測量図編成の中に織り込んでいるのを見る時、我々調査士の位置の低さを感じられるものではある。土地の取引の迅速の中で、管理測量を如何に行なっていくかといふ葛藤と、依頼人の管理測量に対する意識の低い現時点において調査士業務にたずさわる諸氏、諸先生方とともに、調査士の将来の指向性をいま一度真剣に考え、調査士の業務の高さ次元での均一性を保持し、依頼人あるいは、利害関係人のために、有益で、必要不可欠な職業へとなる様考案、一事件、一事件を大切に依頼人とともに勉強していく調査士でありたいと思います。

この様な姿勢に立って、今から一年間ぐらい実践し、また機会があれば具体的な管理測量について投稿したいと思っております。

又近年情報化社会という言葉が使われる時代となってきたが、私は、土地家屋調査士業務の中にも一日毎に新しい器械が開発されていることを感じておられると思います。

光波測距儀にしましても既にトランシットと一体化され、ある器械等は測角のみ行ない、ボタン操作のみで自動的に距離座標値が表示され、内蔵されたテープにデータが記録されるまでに開発されております。

測量用コンピューターにしても年々容量が増したうえ小型化されております。この双方が一体化されれば現地で測量、計算、分筆地に境界標を埋設

## 宇部支部 兼 清連寿

私達土地家屋調査士が今後時代に遅れないようにしていくにはどうのように対応していくべきか。

まず法務省の将来について考えてみないといけないと思います。法務省においても登記事務のコンピュータ化をいつ頃から開始するか、現段階では種々の器械について実験中です。

法務省で方針が決定し、各地方法務局、支局、出張所と導入する遅い事前に日調連、各調査士会にも話があるものと思います。この間、地

現在私達が各自の方法により測量

土地家屋調査士の苦心して作成した測量図が、無資格者の作成した測量図ではないかと思われる。このことを逆に反省すると同時に、我々が関係した土地で、報酬を得たものについては、少なくとも境界点を決定し得る土地の境界管理できるものを我々自身作成し、もしトラブルがあれば、それによって解決し得るものを探していく調査士となる方向に目を向ける必要があると思うものである。

調査手続によって一筆を数筆に、登記簿を作成する手続であり、それ以上でも、それ以下でもないという考え方から一步階段を昇り、土地の占有する範囲を半永久的に管理しうる方法を国民に示し助言し得る管理測量業務者としての位置を獲得する必要を痛感するものであります。

紙面の都合もあり、まだ具体的な管理測量の方法について、手続きの状態であります。少なくとも、

この様な姿勢に立って、今から一年間ぐらい実践し、また機会があれば具体的な管理測量について投稿したいと思っております。

又近年情報化社会という言葉が使われる時代となってきたが、私は、土地家屋調査士業務の中にも一日毎に新しい器械が開発されていることを感じておられると思います。

光波測距儀にしましても既にトランシットと一体化され、ある器械等は測角のみ行ない、ボタン操作のみで自動的に距離座標値が表示され、内蔵されたテープにデータが記録されるまでに開発されております。

測量用コンピューターにしても年々容量が増したうえ小型化されております。この双方が一体化されれば現地で測量、計算、分筆地に境界標を埋設

土地家屋調査士の苦心して作成した測量図が、無資格者の作成した測量図とともに、地積測量図編成の中に織り込んでいるのを見る時、我々調査士の位置の低さを感じられるものではある。土地の取引の迅速の中で、管理測量を如何に行なっていくかといふ葛藤と、依頼人の管理測量に対する意識の低い現時点において調査士業務にたずさわる諸氏、諸先生方とともに、調査士の将来の指向性をいま一度真剣に考え、調査士の業務の高さ次元での均一性を保持し、依頼人あるいは、利害関係人のために、有益で、必要不可欠な職業へとなる様考案、一事件、一事件を大切に依頼人とともに勉強していく調査士でありたいと思います。

この様な姿勢に立って、今から一年間ぐらい実践し、また機会があれば具体的な管理測量について投稿したいと思っております。

又近年情報化社会という言葉が使われる時代となってきたが、私は、土地家屋調査士業務の中にも一日毎に新しい器械が開発されていることを感じておられると思います。

光波測距儀にしましても既にトランシットと一体化され、ある器械等は測角のみ行ない、ボタン操作のみで自動的に距離座標値が表示され、内蔵されたテープにデータが記録されるまでに開発されております。

測量用コンピューターにしても年々容量が増したうえ小型化されております。この双方が一体化されれば現地で測量、計算、分筆地に境界標を埋設

地積測量図（周辺の境界標が不明になれば復元不可能である）では年々高騰を続ける土地価格に対応できる測量方法、地積測量図の作成とはいません。国民が不動産を所有するその物として所有、管理をしていく以上は、私達土地家屋調査士がより一度真剣に考え、調査士の業務の高さ次元での均一性を保持し、依頼人あるいは、利害関係人のために、有益で、必要不可欠な職業へとなる様考案、一事件、一事件を大切に依頼人とともに勉強していく調査士でありたいと思います。

法務省もこのことを既に感じておられ試験的に実行にも移されており山口会においては小郡の一部における十七条地図の作成、福山における地図混亂地域の図根点設置等を行なっております。又奈良会、高知会においても一部の地域で十七条地図作成を行なっております。

法務省もこのことを既に感じておられ試験的に実行にも移されており山口会においては小郡の一部における十七条地図の作成、福山における地図混亂地域の図根点設置等を行なっております。又奈良会、高知会においても一部の地域で十七条地図作成を行なっております。

法務省で方針が決定し、各地方法務局、支局、出張所と導入する遅い事前に日調連、各調査士会にも話があるものと思います。この間、地

して事務所に帰り事務処理をすると  
いうことになると思います。器械メ  
トカーが今から土地家屋調査士業界  
に力を入れて開発を進めているもの  
にプロッター、自動図化器があります。

しかしこのような器械は高額な為  
私達各会員が各個人で購入しまして  
も過大投資となり利益はできませ  
ん。その為に法務省が将来数値測量

によるデータによって登記事務を処  
理するという時になれば、私達土地  
家屋調査士は個人ではトランシット  
及び端末器的なコンピューターを持  
ち、申請書を作成するのみで、各支  
部を一プロックとして共同出資によ  
る測量計算センターを設立して、數  
値管理、分筆による新点の測定番号

設置、合算による不要点の抹消、因  
化器による因面作成等行なうよう  
なるのではないでしょうか。

各一筆毎の土地及び建物が、年々  
高額な金額で権利の対照として取引  
される以上、正確な筆界がないと  
いうことは取引をする土地に対して  
権利関係は砂上の楼閣ということは  
明白な事実であり、私達土地家屋調  
査士にとつても不要なトラブルにま  
きこまれたり、筆界復元の為、多大  
な日時の損失、不要な心配をしなけ  
ればなりません。

だから全国的に数値測量による登  
記申請をする時代には、そんなに  
年数を要しないと思うのは私個人の  
早合点でしょうか?

## 新入会員紹介

岩国支部

大森正秀

三十三歳

新入会員の皆様方にアンケートし  
ました。今回は次の方達です。

○ 岩国支部 唐本黒太郎  
○ 大森正秀  
○ 河内浩巳

※アンケートの項目

①私の特技・趣味

②事務所の紹介

③土地家屋調査士としての抱負

岩国支部 唐本黒田郎

五十六歳

①釣(雑魚釣)、囲碁(万年井目党)

②玖珂郡玖珂町六一二三番地 自宅

③現在の調査士の試験制度から言つ  
てもトランシットはおろか、平板  
さえも使つたことがない人が調査  
士として登場します。これによる

弊害を防ぐためにも新人研修会で  
は技術研修をやってほしいし、支  
部において、もっと技術研修を行  
なって、調査士の技術の向上をは  
かってもらいたいと思います。

公務員とは違った生甲斐を感じる  
と共に、社会的に重大な責任のあ  
ることを痛感致しております。

今後其御指導の程よろしくお願ひ

申します。

④土地家屋調査士の基本としてなす  
べきはやはり調査だと思います。

今は与えられた仕事を一生懸命や  
るだけです。

①これと言つて特技も趣味もない私  
ですが、強いて挙げれば柔道と野  
球、読書とレコード鑑賞です。

②私の事務所は柳井出張所から二〇  
mばかり離れた、四坪程度の小さ  
な事務所です。現在一人でやつて  
いますが、測量のときは義父に手  
伝つてもらっています。開業時に  
先輩の調査士に一步でも近づこう  
と光波測距儀、プロッター、ボケ  
コンと、予算の都合で安物ばかり  
ですが、正確、迅速に業務ができ  
るよう取扱え、調査士としては必  
需品であると思います。

①旅行・将棋  
河内浩巳  
二十六歳

②長門市西深川三〇五六一一  
電話(083)837-2131  
二一三一四九

自宅を事務所にしております。

仕事を迅速に処理する為にも、男  
性の補助者がほしいのですが、經  
済的理由から置くに至つてしま  
ふ。現在は学生時代からの友人や  
アルバイト(測量士補の資格を持  
つている人)を雇っています。

③登記官と調査士との会合をもつて  
ほしい。

方法での調査、聞き込みにより意  
外な事実を納むことが度々あります。  
ああ、念入りに調べて良かったと  
思うことが今迄何回もあります。  
それに調査士は安易に妥協しては  
ならず、信義誠実に基づいて業務  
を行なわなければならないのであ  
り、不法なことは商売といえども  
できないのです。これからも難關  
を突破した調査士としての自信と  
誇りをもつて誠実に業務を遂行す  
るつもりです。

## 報酬額アンケートの実施について

下関支部長 磯 部 豊 盛

今年も又地価公示価格が公表された。県内での上昇率は五・九%で多少鈍ってきてる様な傾向にあるが依然として上昇の勢いである。我々調査士の業務内容も地価に平行して複雑化しており業界の調査・測量技術等の高度化を要求される今日である。必然的に報酬の計算も複雑となる。思わぬ高額になることもしばしばである。この様な場合、他の会員はどの位の請求をしているだろうかと思うのは人常であろう。そんな時に此の度各会員が作成した報酬額表を見すれば自分の計算が適正であることがわかり、依頼人に対して自信をもって説明することができるのである。

調査士の報酬は会則第九十七条「会員の業務に関する報酬は別表第二に定めるところによる」と規定されている。我々会員は会則に従つて業務を進めることは全会員の周知するところであります。

昨年七月報酬額の改訂があり、本部におかれても県下二会場において説明会を行ない、報酬額表の運用については逐条細部に亘つて指導がありました。その後本部において追跡

うか大変不安であった。それは今迄の例から考えても会員の報告に対する義務意識が低調であまりよい結果が出ていないからである。

そこで際立った差はないが、土地に関する義務意識が低調であまりよい結果がわかる。

(A) 土地分筆登記については最高一四三・六〇〇円—最低六五・一〇〇円でその差は半額以下である。

調査をした結果、会員間の解釈にかなり相違があることが確認され、その統一を計るべく各支部において説明会を持ちたいので、その機会を作らる様指示があったが、下関支部においては昭和五十七年度の支部事業計画に基づいて研修計画を組み、すでに実施中であり、一・二カ月の中に報酬の説明会を割り込むことは研修

計画の変更をせまられる様な結果になるので、本部にお願いして報酬額算出計算例と報酬額算出表を各会員に配布して各人が算出している報酬額を回答して貰い、その結果を本部に報告することにした。

例題としては、土地について三件極めて一般的な分筆登記・定面積分割による分筆登記と確定割量による分筆登記の三例である。建物については、二件ごく一般的な建物表示登記と建物表示変更登記の二例である。例題は支部において作成した。内容としては日常我々が処理している諸々の条件を取り入れて作成しており、

特に郡部においての回答率が低かったことは真に遺憾に思う。地価においてかなりの差があり、運用面に難しい点もあるかと思うが、それだけに資料を提出して今後の会の指導方針の資料となるならば此の上もないことであり、積極的な協力をお願いしたい。会員は常に会に帰属していることの自覚をもつて日々報酬額を回収して貰い、その結果は同一の例題により算出した

結果は同一の例題により算出した報酬額と思われない様な価格が出ているが(2)申請料(3)印紙・立替金についてはほとんど差がないが(1)調査・測量においてケタ違いの価格が出ているのは何か考え違いではないかと思われる。

(B) (1)については(2)申請料(3)印紙・立替金についてはほとんど一致しており、(1)調査・測量においてわずかの差が出ている程度である。下関支部においては今回の報酬額集計表を会員に配布し再度研修を行つたが、出席会員の反応は他の会員の計算結果と自分の計算が比較できるためその場で疑問について質疑ができる。本当に充実した研修ができた様に思ふ。

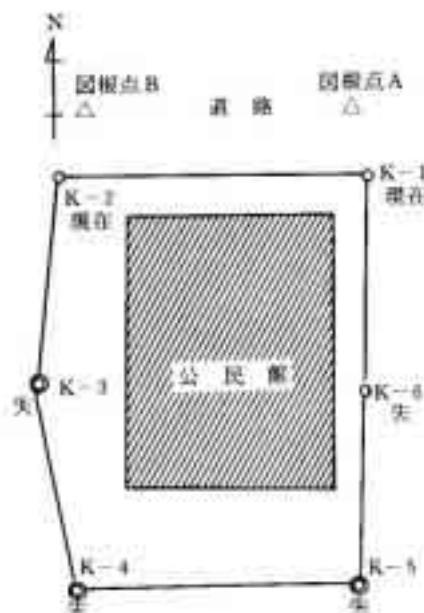
この度本部企画部の指導と支部会員の協力を得てここにすばらしい資料ができましたが、報酬額表の集計に当り感じたことは、建物について



# 支部研修昨今

下関支部 高田吉雄

## 現場見取図



昭和五十年度の一年間は、国調地区の筆界点の細部復元は、まず平板からということで、「国解図根測量」と題して平板測量による平板トラバースから前方交会法まで、現場設営等も行いながら研修し、簡単な器械ほど精度を出す事が難しい事を学びました。昭和五十一年度からは、やはり同じテーマを掲げ、その年より「セオドライ上、関数電卓使用の市街地測量」と副題を掲げ、従来までの真数表をひきながらの多角計算処理から一段進んで、関数電卓使用の多角計算と並み、逆計算、交点計算、内分点外分点計算、定面積分割計算等、多角計算ではおよそ知つておかねばならない計算くり返し計算が多いという事で、メモリー電卓を使っての計算処理に挑戦し、それまでの「Fボン電卓」からPC-1200にグレードアップされ、研修会も定例化されたようです。

昭和五十年の本部総会で「国土調査の十七条地図整備、並びに精度保全の為の測量技術研修」というテーマを当時の企画部が掲げたのに呼応して、下関の企画委員会もその年より、同じテーマを掲げて、支部技術研修会を行って早・八年目になります。それまでも下関支部では昭和二十年代の後半から、諸先輩達により年代に入ると、企画委員会が組織され、研修会も定例化されたようです。

をしました。これが昭和五十四年でした。これが昭和五十四年で、あえて、データーメモリ方式のマニュアル計算で学習したのは、「多角計算の理論式を常に念頭において取り組む基本を忘れてはならない」という我々企画部の考え方があつたわけです。昭和五十五年度からは、PC-1200というポケットコンピュータが、何とか我々の手の届く値段で発売され、ペーシック言語採用という事で、下関支部会員も多数購入し、同じ器械を使用する事により研修会の進めやすさという好条件のもとに、いよいよプログラム計算による多角計算処理に入りました。この陰には中田企画委員の絶大なるソフト開発の努力と、毎回の研修会開催前に何回か集つてミーティングや研修指導についてディスカッションをしました。デスクチーフの皆さん（企画委員の面々及び、一般全員の方も含む）の協力が非常に大きかったです。そのポケットコンピュータによる研修会も昭和五十六年度で一応区切りをつけ、昭和五十七年度は、今までの復習も兼ねて、種々の測量道具の違いによる成果の表わせ方の相違と、その使いわけ方の研修を行っております。今年度七月十八日に下関市勝山公民館にて実施した。第一回技術研修会では、公民館周辺にあらかじめ国根点、境界点を仮設し、境界点の一部が失われたものとして、前もって、企画委員の方で行ったところの多角測量を行いました。この研修主旨としては、籍図に基づき、五班のグループによって復元測量を行い、検討してもらいました。この研修会では、地価の高騰並びに区画整理地区的拡大による多角測量化の為に平板ばなれする会員が見受けられる昨今ですが、地域的な事や、公共用地立会時に於る、現況測量等の必要性から、平板は、なくてはならないものではないかと考えます。又、技術屋根性の意識からも、簡易な器械で精度を落さず、成果を求める面白味というものが平板にあるのではないでありますか。今回は後段の表のようない結果になりました。全体で二、四〇〇m位の広さでしたが、日頃の業務上ではなかなか気がつかない結果が出たようと思われます。結論として平板による国解図根測量では人間の判断限界と器械誤差限界までの操作の挑戦のように思われます。それだけに測量の目的によって今後も必要な道具ですから、機を見ては研修する必要があります。測量者（測量者）の熟練が要求されるわけです。

測量の目的によって今後も必要な道具ですから、機を見ては研修する必要があります。測量者（測量者）の熟練が要求されるわけです。かく年に四回の研修会、五回の企画委員会、研修会前の打合せ会で常に出来る問題ですが、下関支部も技術研修会は毎回の出席者が二十名から二十五名位というようにだいたい決まっているという事です。せっかく支

## 昭和五十七年七月国調地区復元測量成果

現況測量	復元測量	K-3での誤差	K-4での誤差	K-5での誤差	K-6での誤差	誤差
平板による閉合トバース	図解で標定して平板による復元測量	N ↓ m 0.102 ○→× K-3 復元位置	N ↓ 0.100	N ↓ 0.260	N ↓ 0.097	合計 0.559 1ヶ所に於ける平均 0.140
平板による閉合トバース	図解で標定して平板による復元測量	○←× 0.130	0.085 ×←○	○±0	○←× 0.130	合計 0.345 平均 0.086
セオドライトによる多角測量(閉合)	展開したものと図解で標定して平板による復元	○←× 0.089	0.111 ×←○	○←× 0.067	○←× 0.138	合計 0.355 平均 0.089
セオドライトによる多角測量(閉合)	復元する付近に控点を3点ずつあらかじめ設置しておき図解で標定した後にオフセットで復元(控点より)	○←× 0.230	0.112 ×←○	0.107 ×←○	○←× 0.083	合計 0.532 平均 0.133
セオドライトによる多角測量	展開したものと地籍図を図解で標定したあと座標読みとりで逆計算して多角にて復元(セオドライト使用)	○←× 0.177	○←× 0.100	○←× 0.165	○←× 0.225	合計 0.667 平均 0.167

1点に於ける平均誤差 0.122

部会員の代表で選ばれた企画委員が、検討や準備を重ねて実施する研修会ですか。員が出席できないよ。う、もっと多くの会員が出席できないよ。どの支部も悪いよ。うに伺えます。がこの事については将来の事も考え、支部執行部や本部の指導で出席させるべきだと思ふのですが。日頃ともかくとして万が一にも技術ミス等による損害賠償問題が起きた場合は、やはり当事者は支部執行部や本部執行部のお世話を新入会員の方々は御存知ないはずでしょ。うか。

うに、調査士業務と測量会社の業務の違いがあります。この事について述べていますが、特に山口県に於る特殊事情から、公団のない地域に於るのみではなく、信頼された事が「境界の確定」であり、確定された境界が、失われた場合でも、高い精度でこれを復元する事ができる成績図(記録)を残す事がプロが、我々土地家屋調査士です。こう考えますと今後の研修課題も自ら定まってくるはずです。又会員の方々の調査士たる意識も高まるのではないか。その事が、やはては国民の間に当事者は支部執行部の宿泊研修も、何年か前に技術推進委員の会議で、秋支部のヒントを得て行ったものですが、やはりビアでの宿泊研修も、何年か前に同じ金のメシを食うという事が、全員仲間が一同会して同じ屋根の下で同じ結果があるかは出発をされた会員が一番わかりの事と思います。

各支部では一昨年企画委員会なるものが結成され、下関支部でも仲間が増えたように思われ、今後はできれば支部間の交流等も、と考える昨

## 走った!! 跳んだ!!

本部主催  
レクリエーション大会終る

企画部 竹内重信

第三・体育指導が主導された扶道な  
リートランドであります。

本部が主導した体力テストは二十  
二名（内二名が女性）が挑戦しまし  
たが、数名が途中脱落。この体力テ  
ストは次の三種目の運動の記録によ  
つて、各日の体力測定をしたもので  
あります。

運動その一：反復幅とび

二十秒間に何回身体を横とびする  
ことができるか。（敏捷性の測定）  
運動その二：垂直とび  
短時間に最大努力で發揮できる力  
の大さきを測る。（爆发力の測定）  
運動その三：握力  
握力を計り直右の握力を測る  
(握力の測定)



運動その四：ひざ下トリブル  
二十メートルの距離に、オールをも  
本袋け、小袋のハンドザガルを用  
いてひざ下にドライブ仕掛、タ

イミング、リズム、スピードの正  
確さ、均ら性、協調性をみる運動  
(全身的な適用力を測定)  
運動その五：十五〇〇メートル走歩  
十五〇〇メートルの距離を早足で  
歩き、その時間を作る。(持久性  
の測定)  
以上五種の運動を行い、結果アダ  
フードを作成し、各段の体力評価  
基準をしたものであります。  
競技は、相次ぎあいの内に行わ  
れました。全員行を解しながら事  
実走られた新木義介君、手はなし、  
体力を持つと自信共に並めていた中  
原利吉君は途中ダウン→ダントのせ  
い?」。眞面目に取組んでくれた  
不懶の清水先生、先の體育先生を始  
め教員各位には、主導したものと  
して感謝力を心から感謝申しあげ  
ます。

みんなの会報 “やまぐち”

みんなで投稿し

みんなで盛り上げよう!!

今年が始めての練習で、地図作成、  
地図作成が担当、参加者六十八名の老  
若男女が井に楽しむ一日を過しました。  
ヨコトト等、又屋内には大形場・休

まる八月二十二日、本部主催によ  
る、地図作成、地図作成による、  
第一回レクリエーション大会は、野  
夫に作られた字典由来の「厚生年  
度保健センター」にて開催されました。

九月

木 水 火 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土

二九日 二二日 二九日 二二日 二〇日 二二日 二二日

八月

木 水 火 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金

二二日 二二日

七月

木 水 火 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金

二二日 二二日

六月

木 水 火 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金 土 木 金

一〇日 一二日 一一日 一〇日 二〇日 二二日 二二日

## 会務報告



### 一、入脱会状況

## 会員異動状況報告

支部名	入・脱会年月日	事所
山口岩国支部	昭和57年6月3日	岩国市室の木町四一三九一―
山口山陽支部	昭和57年6月20日	防府市今市町一六番二八号
山口福岡支部	昭和57年6月20日	(病脱会)
山口徳島支部	昭和57年6月30日	(死)
山口静岡支部	昭和57年6月30日	(死)
山口宮崎支部	昭和57年6月20日	(死)
山口鹿児島支部	昭和57年6月20日	(死)
山口沖縄支部	昭和57年6月20日	(死)
山口佐賀支部	昭和57年6月20日	(死)
山口福岡支所	昭和57年6月20日	(死)
山口山陽支所	昭和57年6月20日	(死)
山口徳島支所	昭和57年6月20日	(死)
山口静岡支所	昭和57年6月20日	(死)
山口宮崎支所	昭和57年6月20日	(死)
山口鹿児島支所	昭和57年6月20日	(死)
山口沖縄支所	昭和57年6月20日	(死)
山口佐賀支所	昭和57年6月20日	(死)
山口徳島支所	昭和57年6月20日	(死)
山口静岡支所	昭和57年6月20日	(死)
山口宮崎支所	昭和57年6月20日	(死)
山口鹿児島支所	昭和57年6月20日	(死)
山口沖縄支所	昭和57年6月20日	(死)
山口佐賀支所	昭和57年6月20日	(死)
山口徳島支所	昭和57年6月20日	(死)
山口静岡支所	昭和57年6月20日	(死)
山口宮崎支所	昭和57年6月20日	(死)
山口鹿児島支所	昭和57年6月20日	(死)
山口沖縄支所	昭和57年6月20日	(死)
山口佐賀支所	昭和57年6月20日	(死)

### 二、その他

異動年月日	事由	事務所
昭和57年6月1日	徳山支所変更	徳山市二番町二丁目二番地
昭和57年6月1日	(病のため)	
昭和57年6月1日	事務所変更	小野田市大学西高泊二七九
昭和57年6月1日		宇部市琴芝町一―二一
昭和57年6月1日		宇部市上宇部二二四二の二
昭和57年6月1日		

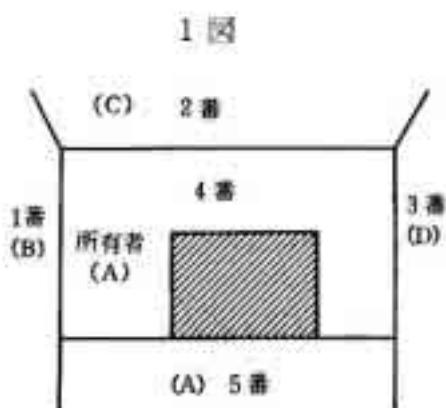
## 行事予定

リクリエーション大会	(於宇部市)
開幕大会	(於会館)
理事会	(於会館)
自主支部長会	(於岩国市)
広報部会	(於会館)
公職研究協議会	(於東京都)
中B会長会	(於湯田かめ福)
十 月	
一 四 日 (木) 二 二 日 (木) 二 三 日 (木) 二 四 日 (木)	中B協議会場 三者協議会 全国会長会議 中B会長會議 司調共催ソフトボール大会 於会津若松市
八 日 (金) 一 五 日 (木) 二 二 日 (木)	於法務局

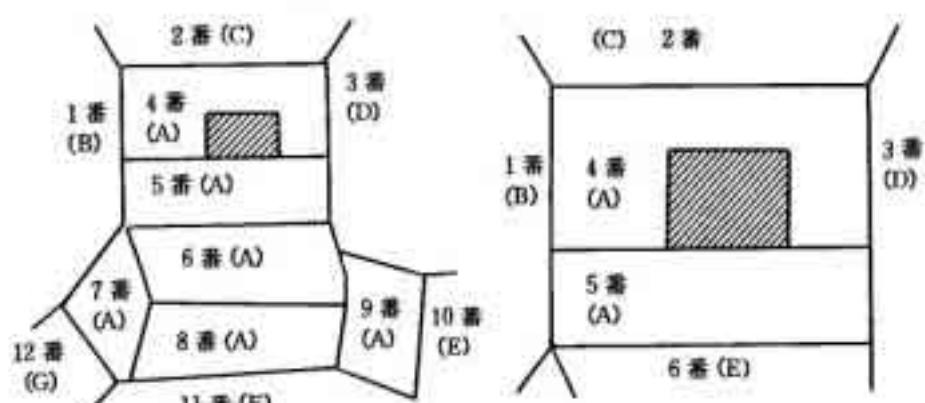
於廣島市  
於小都町山口農高グランド

## 質問コーナー

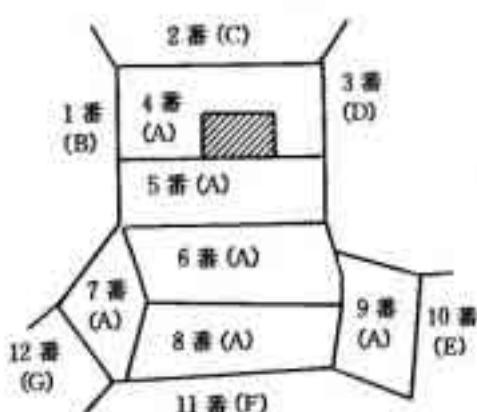
山林の分筆登記においては、土地所在図を提出するとともに、隣接地の筆界確認証明書ならびに所在確認書の添付を要求されているところであるが、次の図のように斜線部分を分筆登記するについて



1図



2図



四番の一部を分筆するのに、(B)、(C)まで証明が必要か。

一番、二番、三番の所有者B・C、Dについてはそれぞれ所在確認証明書を添付した。五番所有者はたまたま申請人の土地であったので何も添付しなかつたが、同一人物でも添付の必要があるのか、あるいは、同一所有者のため更に隣接の所有者の証明が必要か。

更に隣接の所有者の証明が必要な場合、第3図のように限りなく同一所有者の土地が続いた場合の処置はどうするか。

(答) 隣接が同一所有者の場合、筆界確認証明書も、所在確認証明書も不要ない。その場合隣接地の所有者が同一人である旨を調査申述書に書いておくとよいとおもわれる。

公共嘱託登記を受託された方は必ず委任状を添付の上、申請することになっています。

委任状の様式は左記のとおり定められており、ますので委任状を添付するようしてください。

委任状  
記  
土地家屋調査士  
司法書士  
が賃取した、後記不動産につき記事項を処理する権限を委任する。

- 一、表示に関する登記嘱託に関する一切の件
- 二、所有権移転の登記並びにこれに関する登記嘱託に関する一切の件
- 三、登記嘱託書の補正または取下げに関する件
- 四、添付書類の原本添付の請求並びに委託に関する件
- 五、複代理人選任に関する件

昭和 年 月 日

不動産の表示（又は別紙目録）

